

# 部落差別撤廃・人権条例の制定の経過・現状・今後の課題

友永 健三

## 要約

二〇〇二年三月末で、一九六九年から三三年間続いてきた「特別措置法」時代が終結したが部落差別が撤廃されたわけではない。今後、残された部落差別撤廃に向けた取り組みを人権確立に向けた取り組みと結合していく必要がある。その際、部落差別撤廃・人権条例が果たす役割は大きい。本稿では、その制定の経過、現状（とくに市町村合併後の現状）を踏まえ、今後の課題を明らかにするものである。

## 一 はじめに

二〇〇二年三月末に、「地対財特法」が期限切れとなり失効した。この失効は同時に、一九六九年制定の「同和对策事業特別措置法」以降、三三年間続いてきた一連の「特別措置法」に基づく部落差別撤廃の取り組みの終結でもあった。しかしながら、このことは、部落差別が撤廃されたことを意味するものではない。「特別措置法」

終了後を見越して、部落差別撤廃に向けた今後の方向を審議した地域改善対策協議会は、一九九六年五月、意見具申を取りまとめたが、その「同和問題に関する基本認識」の中で、①これまでの取り組みによって改善されてきてはいるが、依然として課題が残されていること、②同和問題をはじめとした人権問題の解決は、国際的な責務となってきたこと、③同和对策審議会答申の基本精神を踏まえ、今後とも国、地方公共団体、国民が主体的に同和問題の解決に取り組む必要があること、④同和

問題解決に向けて残された課題の解決を、他の人権課題の解決と結びつけるという新たな方向性を見出ししていくこと等を提起した。そして、「今後の主な課題」として、①根深く存在している差別意識を払拭するための教育・啓発活動の推進、②教育や就労・産業面などの残されている較差の解消、③人権侵害の被害者の効果的な救済等、④施策の適正化、の四点が必要であると指摘した。

その後一九九六年一二月、「人権擁護施策推進法」が制定され、これに基づき人権擁護推進審議会が設置された。この審議会から九九年七月、今後の人権教育・啓発のあり方に関する答申が出され、国民的な運動の盛り上がりの中、二〇〇〇年一二月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（「人権教育・啓発推進法」）が制定された。ついで、〇一年五月、同審議会から今後の人権救済制度のあり方についての答申、同年一二月、人権擁護委員制度の改革に関する追加答申が出され、〇二年三月、「人権擁護法案」が国会に上程された。この法案では、部落地名総鑑の流布・販売や就職差別等が禁止されるとともに、新たに人権委員会を設置し人権侵害の救済にあたることとされた。しかしながら、メディアの人権侵害も対象とされたこと、新たに設置される人権委員会の独立性や実効性などの面で各方面から批判が高

まり、〇三年一〇月、衆議院の解散で廃案となった。

一方、二〇〇〇年四月から地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（「地方分権一括法」）が施行され、国と自治体との関係が、従来の中央集権・上意下達型から、地方分権・切磋琢磨型に大きく転換されることとなった。この結果、部落差別を撤廃していく上で、自治体の果たす役割が大きくなってきた。また、情報公開条例の制定が各地で拡大するなかで、部落差別撤廃等に関する施策を実施する場合でも、確固たる根拠なしには、自治体として予算を執行し職員を配置することが困難になってきた。こうして、部落差別撤廃、あるいは部落をはじめあらゆる差別を撤廃していく上で、条例が法的根拠として重要な役割を果たすところとなってきた。このため、各地で条例制定が取り組まれてきたが、市町村合併の急速な進行で、その様相が大きく変容してきている。また、せっかく条例が制定されても、十分活用されていない自治体も少なくない実情がある。

このため、部落解放・人権研究所で、二〇〇六年六月から〇七年一月にかけて、全国の自治体を対象に、部落差別撤廃・人権条例に関する動向を調査した。本稿では、この調査結果も踏まえ、部落差別撤廃に向けた条例の制定の経過、市町村合併の影響、条例の活用の現状、今後

の課題等を明らかにするものである。

## 二 部落差別撤廃に向けた条例制定の経過

部落差別撤廃に向けた条例制定の経過は、以下のよう  
に整理することができる。

### 1 部落差別調査等規制等条例の制定

一九八五年三月、大阪府部落差別調査等の規制等に関する条例が制定された。これは、七五年一月以降、次々と発覚してきた部落地名総鑑事件の究明活動のなかから、興信所・探偵社などの調査業者の深刻な部落差別調査の実態が明らかになり、当初国のレベルでの法的規制の必要性が各方面から指摘されたが、国がなかなか法的規制を行おうとはしないという事態のなかで、この事件が集中的に現れた大阪府段階で、条例を制定しようということになり、条例が制定されたものである。この条例の眼目は、調査業者が部落差別調査をしないこと、部落の所在地の一覧の提供や部落の所在地の教示をしないことなどを求めたもので、このために、大阪府知事が①自主規制を求め、②違反行為が判明した場合、「指示」することができる、③「指示」に従わなかった場合、営業停

止命令を出すことができ、④営業停止命令にも従わなかった場合、罰則が用意されている点にある。その後、熊本県（一九九五年七月）、福岡県（一九九五年一〇月）、香川県（一九九六年七月）、徳島県（一九九六年二月）で部落差別調査を規制する条例が制定されているが、これらの条例では、違反事例があった場合、知事が「指示」をすることができる、この「指示」に従わなかった場合、「公表」<sup>1)</sup>できることとなっている。

### 2 部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例等の制定

従来「特別措置法」に基づく取り組みでは、住環境面の改善等では効果があるものの、差別事件や差別意識の払拭等には限界があるということで、一九八五年五月から「部落解放基本法」の制定を求めた運動が本格的に開始された。しかしながら、その展望がみえてこなかった。このような状況下で九〇年代初頭から、自治体レベルで「部落解放基本法」の内容を盛り込んだ条例の制定を求めた運動が開始された<sup>2)</sup>。

全国に先駆け一九九三年六月、徳島県阿南市で、阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例、同年九月には

大阪府泉佐野市で、泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例が制定された後、各地で同様の条例が制定されていくこととなった。これらの条例では、部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し人権を確立することが目的に明記され、自治体の責務、市民の責務、定期的な調査の実施、総合的な計画の策定、推進体制の整備、審議会を設置等に関連した条文が盛り込まれた。<sup>3)</sup>

### 3 人権尊重の社会づくり条例の制定

先に紹介した一九九六年五月の地域改善対策協議会の意見具申、地方分権の流れ、まちづくりの必要性の高まりといった一連の状況の変化を受けて、九六年八月、鳥取県人権尊重の社会づくり条例が制定された。その後、同様の条例が三重県（一九九七年七月）、大阪府（一九九八年一〇月）等でも制定され、近年この形の条例が各地で制定されるようになっていく。この条例の場合、差別をなくし人権が尊重される社会を構築することが目的に明記され、自治体の責務、住民の責務、基本方針や基本計画の策定、審議会を設置等が盛り込まれている。<sup>4)</sup>

### 4 市町村合併の進行と部落差別撤廃・人権条例の変容

以上のような経過を経て、二〇〇四年一〇月二〇日時

点で、三〇三五市区町村のなかで部落差別撤廃・人権条例を制定している自治体は七六四（四七都道府県では一六条例）となった。その後、市町村合併が進行し、〇七年一月二九日時点で市区町村数は一八三五となった。これに伴って、これまで制定されていた条例は変容を余儀なくされ、市区町村での部落差別撤廃・人権条例も三九六（四七都道府県では一七条例）となった（表「自治体における部落差別撤廃・人権条例制定状況の推移」参照）。

その内容をみたとき、①合併した市町村がおのほほ同様の条例を制定していたため、合併に際しても同様の条例が継続された事例（例…香川県さぬき市）、②編入合併の場合で、編入を受け入れた自治体が条例を定めていたため、その条例が合併後も維持された事例（例…鳥取県倉吉市）、③合併した市町村が異なった条例を定めていたか、一部の市町村だけが条例を制定していたため、合併にあたって新たな条例を制定した事例（例…三重県伊賀市）、④合併した一部の市町村だけが条例を制定していたが、合併に伴って条例がなくなってしまう事例（例…三重県員弁市）などがある。<sup>5)</sup>

### 5 鳥取県人権侵害救済条例の制定

これも先に紹介したように、二〇〇二年三月、「人権

表 自治体における部落差別撤廃・人権条例制定状況の推移

2004年10月20日現在

2007年1月29日現在

	都道府県	市区町村数	条例
北海道		212	0
青森県		66	0
岩手県		58	0
宮城県		69	0
秋田県		69	0
山形県		44	0
福島県		90	0
茨城県		79	0
栃木県	人権条例	49	1
群馬県		69	1
埼玉県	趣旨採択	90	0
千葉県		79	0
東京都		62	0
神奈川県		37	0
新潟県		98	1
富山県		35	0
石川県		36	0
福井県	人権条例	34	1
山梨県		47	0
長野県	請願採択	117	116
岐阜県		80	0
静岡県		69	0
愛知県		87	0
三重県	人権条例	62	52
滋賀県	人権条例	44	45
京都府		39	1
大阪府	人権条例/規制条例	44	41
兵庫県		85	4
奈良県	人権条例	46	25
和歌山県	人権条例	49	2
鳥取県	人権条例	35	35
島根県		50	0
岡山県		73	2
広島県		61	28
山口県		49	0
徳島県	規制条例	47	50
香川県	規制条例	37	36
愛媛県	人権条例	51	38
高知県	人権条例	51	13
福岡県	規制条例	96	83
佐賀県	人権条例	49	48
長崎県		62	0
熊本県	規制条例	87	88
大分県		58	51
宮崎県		44	0
鹿児島県		88	2
沖縄県		52	0
合計	16条例	3035	764

	都道府県	市区町村数	条例
北海道		180	0
青森県		40	0
岩手県		35	0
宮城県		36	0
秋田県		25	0
山形県		35	0
福島県		60	0
茨城県		44	0
栃木県	人権条例	33	2
群馬県		38	0
埼玉県	趣旨採択	71	0
千葉県		56	0
東京都		62	0
神奈川県		35	0
新潟県		35	0
富山県		15	0
石川県		19	0
福井県	人権条例	17	1
山梨県		28	0
長野県	請願採択	81	76
岐阜県		42	0
静岡県		42	0
愛知県		63	0
三重県	人権条例	29	20
滋賀県	人権条例	26	19
京都府		28	1
大阪府	人権条例/規制条例	43	42
兵庫県		41	3
奈良県	人権条例	39	20
和歌山県	人権条例	30	7
鳥取県	人権条例/救済条例※	19	19
島根県		21	0
岡山県		27	1
広島県		23	4
山口県		22	0
徳島県	規制条例	24	24
香川県	規制条例	17	16
愛媛県	人権条例	20	14
高知県	人権条例	35	9
福岡県	規制条例	66	49
佐賀県	人権条例	23	17
長崎県		23	0
熊本県	規制条例	48	32
大分県		18	17
宮崎県		31	0
鹿児島県		49	3
沖縄県		41	0
合計	17条例	1835	396

※施行は凍結

(注)・都道府県と市区町村の条例の合計780条例

(注)・都道府県と市区町村の条例の合計413条例

擁護法案」が国会に上程されたが、メディア規制や新たに設置される人権委員会の独立性等の問題があり、各方面からの批判が強く、〇三年一〇月、衆議院の解散とともに同法案は廃案となった。「人権擁護法案」の問題点のなかでも特に大きなものが、東京にだけ人権委員会が設けられ、法務局が設置されている都府県では地方事務所が、それ以外の府県では地方法務局に事務委任されるというものであった。これでは、現状と変わらないこと、差別や人権侵害は日常生活に密着した地域で生起すること、したがって、都道府県単位に人権委員会を設置し人権侵害の救済に効果的に対応する必要性が各方面から指摘されるところとなった。その結果、〇五年一〇月、鳥取県議会は、議員提案の「鳥取県人権侵害救済推進および手続きに関する条例」（鳥取県人権侵害救済条例）を可決した。この条例は、部落差別をはじめとした差別やさまざまな人権侵害を禁止するとともに、新たに設置される人権委員会が、調査、勧告、勧告の公表等ができることとされた。しかしながら、この条例についても弁護士会やメディア関係者から委員会の独立性や権限が強すぎることに對する批判が寄せられ、〇六年三月、同条例の施行停止条例が採択され、〇七年夏をめどに、条例の見直し検討委員会で見直しが行われている。

一方、千葉県は、二〇〇六年一〇月、「障害がある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定した。この条例では、障害者に対する各分野の差別を定義するとともに、差別の禁止、被害者の救済の仕組みに関する条文を盛り込んでいる。格差拡大社会の到来、フリーターやワーキングプアの増大等に象徴される時代的背景を考慮したとき、今後、悪質な差別や人権侵害が増加するおそれは大きく、鳥取県人権侵害救済条例のような条例制定の必要性が高まることが予想される。

### 三 アンケート調査結果の概要

次に、二〇〇六年六月から〇七年一月にかけて実施したアンケート調査結果の概要を、以下に報告する。

#### 1 アンケート調査項目の概要

二〇〇六年六月二〇日、市町村合併を踏まえた部落差別撤廃・人権条例等の現状把握のために部落解放・人権研究所は、全国一八八七（二〇〇七年二月二十九日時点では一八八二）自治体を対象にアンケート調査を実施した。調査項目は、部落差別撤廃・人権条例の有・無、審議会の有・無、基本方針・基本計画・実施計画の有・無等で

あった。○七年一月末時点で、一一六一の自治体から回答を得た。なお、今回の調査で調査対象とした部落差別撤廃・人権条例としては、①人権尊重の社会づくり条例、②部落差別撤廃条例、③部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃するための条例、④部落差別撤廃・人権条例、⑤部落差別調査規制条例に限定し、男女共同参画条例や子どもの権利条例、障害者に関する条例、個人情報保護条例等は含まなかった。

## 2 条例、審議会、計画の状況

回答があった一一六一の自治体のうち、「条例がある」との回答をした自治体（都道府県と市町村）は四一一であった。複数の条例を制定している自治体があるため、条例の数は四一三である。また、回答を得た自治体のうち、「審議会等を設置している」との回答をした自治体は二九六であった。また、審議会等の名簿が「あり」と回答した自治体は二〇〇、答申が「あり」と回答した自治体は九八であった。さらに、「基本方針・基本計画・実施計画等いずれかの計画がある」と回答した自治体は一六〇であった。これらの計画についても、複数の計画を策定している自治体があるため、回答があった計画の総数は一九八で、このうち、「基本方針(指針)」は八七、

「基本計画」は八六、「実施計画」は二五である。これらの結果をみたとき、審議会の設置や基本方針・基本計画等の策定を義務付けていない条例が少なくなく、こうした条例の場合は宣言条例にとどまっていると考えられる。また、審議会が設置されていても、委員が任命されておらず答申も出されていない自治体も少なからず存在していること、さらに、審議会から答申が出されていない自治体も少なくないことがわかる。

## 3 条例、審議会、計画の内容分類

条例の名称等から内容では、人権尊重の社会づくり条例(二一九、五三・〇%)、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃条例(一二二、二九・七%)、部落差別撤廃・人権擁護条例(五一、一二・三%)が多いことが分かる。審議会の名称等では、人権審議会(一六三、五五・一%)、部落差別をはじめ差別撤廃審議会(七九、二六・七%)、部落差別撤廃・人権審議会(四一、一三・九%)が多いことが分かる。基本方針、基本計画、実施計画等では、人権全般を対象にしたもの、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃を対象にしたもの、人権教育・啓発を対象にしたもの等が多いことが分かる。また、基本方針の策定に

とどまっただけで、基本計画、さらには実施計画まで策定しているところがあまり多くない実態が読みとれる。

#### 4 条例、審議会、計画の広報等の状況

条例の住民への普及に関して、「ウェブサイトへの記載あり」と回答があったのは二〇五、「解説書あり」は一五（うち、解説書の「ウェブサイトへの掲載あり」は五）、「広報あり」は一七〇（うち、リーフレットが五一、パンフレットが四八、イベント開催が三〇など）となっている。また、条例に関する自治体職員への研修について尋ねたところ、「職員全体研修あり」は一五一、「新採職員研修あり」は一三二であった。

審議会設置要項の有無について、「あり」は二〇七、審議会設置要項のウェブサイトへの記載について「あり」は九五、審議会員名簿の有無について、「あり」は二〇〇、委員名簿のウェブサイトへの記載について「あり」は一九であった。また、審議会からの答申の有無について、「あり」は九八、答申のウェブサイトへの掲載「あり」は一五であった。審議会の審議過程のウェブサイト上での公表については「あり」が二一であった。

基本方針（指針）のウェブサイトへの記載について尋ねたところ、「あり」は二四、「広報あり」は四八（うち、

リーフレット一五、パンフレット一五、イベント開催三など）であった。基本計画についてウェブサイトへの記載「あり」は二二、「広報あり」は四四（うち、パンフレット一四、リーフレット二二、イベント開催二など）であった。実施計画のウェブサイトへの記載「あり」は三、実施計画の評価について「あり」は一〇であった。

### 四 部落差別撤廃・人権条例意義

ここで、改めて条例が持つ意義、とりわけ部落差別撤廃・人権条例が持つ意義についてまとめておきたい。

#### 1 条例の基本的な意義

いうまでもなく、条例は、自治体の法律であり最高の取り決めである。具体的には、二つの大きな意義があり、一つは、住民と自治体当局との最も重要な契約であるという点がある。自治体は住民によって構成され、その財政は住民の税金等によって成り立っている。自治体を構成している住民は、安心して快適な生活を営むために必要なので自治体当局（首長、役所、議会等）を形成するが、その際、当局にしてもらいたいこと、してもらいたくないことなどを定める必要があり、その中で重要なものが



条例となる。もう一つの意義は、当該自治体に暮らす住民が、安心して快適な生活を営む上で、守らなければならぬ共通のルールがあるが、それらのなかで重要なものが条例で定められているという点である。

## 2 地方分権の流れと条例の意義

「はじめに」でも触れたが、地方分権一括法施行（二〇〇〇年四月）以降、国と都道府県と市町村の関係が、従来と大きく変化してきた。法律的には、国と都道府県と市町村とが、それぞれ対等の存在として認められることとなり、従来、国が保持していたいくつかの権限が都道府県や市町村に委譲されることとなった。この結果、あらゆる面で自治体の果たす役割が大きくなってきている。部落差別をはじめとした差別撤廃や人権尊重の社会づくりの面でも同様で、従来ならば、その多くが国の法律や制度、予算の動向に左右されていたが、二〇〇〇年四月以降、都道府県や市町村の果たす役割は格段に大きくなってきている。この面でも自治体の役割を明記し住民の努力を盛り込んだ条例の必要性は高まっている。<sup>9)</sup>

## 3 情報公開の流れと条例の意義

これも「はじめに」で触れたが、今日、情報公開条例

が多くの自治体で制定されている。住民や関係者によって、情報公開条例に基づき、自治体当局の予算の執行状況や職員の配置・執務状況が問われ、正当な根拠がない場合には訴訟に持ち込まれ、裁判で返還命令等が出される事態となってきている。このような状況を直視したとき、部落差別をはじめとした差別撤廃や人権尊重の社会づくりに関した施策の実施や職員等の配置についても、その根拠が必要となってきており、この面からもこれらに関わった条例の制定が求められているのである。

## 4 国に法律や体制の整備を促す上での意義

二〇〇〇年四月の「地方分権一括法」以降、自治体の果たす役割が大きくなってきているが、国の役割がなくなっただけでない。女性差別や障害者差別等の撤廃等と比較したとき、部落差別撤廃、民族差別撤廃、外国人の人権保障等の分野では国の取り組みは大きく遅れているといわねばならない。たとえば、女性差別撤廃については、男女共同参画基本法が制定され、内閣府に男女共同参画局が設置されている。また、基本法に基づく計画も策定されている。さらに、都道府県はもとより市区町村段階においても男女共同参画条例が制定されてきている。<sup>10)</sup>しかし、部落差別撤廃について言えば、二〇〇二年

三月末に総務庁地域改善対策室が廃止されて以降、国のレベルでは、部落差別を撤廃するための総合調整・企画立案機能を持った部局は存在しないし、国としての計画、これらの根拠法も存在しない。このことは、民族差別撤廃、外国人の人権保障についても同様である。また、国のレベルでは、人権を基礎に日本社会をつくり変えていくための明確な法律も、担当する府省庁も存在しない。一方、自治体レベルでは、これまで紹介してきたように、四一一の自治体で、部落差別をはじめとする差別撤廃条例や人権尊重の社会づくり条例が制定されている。また、企画立案や総合調整機能を持った人権部や課が存在し、各種の計画を策定している。このような現状をみたとき、自治体レベルの取り組みを踏まえ、国レベルでも部落差別撤廃・人権尊重社会づくりの面でも法律の制定、体制の整備、計画の策定等が求められているといえよう。<sup>11)</sup>

##### 5 人権諸条約を自治体で実施する上での意義

近年、日本は国連が採択した国際人権諸条約を締結してきている。たとえば、一九七九年六月には国際人権規約、一九九五年十二月には人種差別撤廃条約を締結した。この結果、日本政府はもとより自治体もこれらの条約を誠実に実施する義務を負うところとなってきた。た

とえばこのことは、人種差別撤廃条約の場合、条約の第二条一項(a)に、「各締約国は、個人、集団又は団体に對する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する」と規定されていることに示されている。また、二〇〇一年八月三〇日に社会権規約委員会から出された日本政府報告書の審査を踏まえた総括所見のなかで、「委員会は、締約国が、兵庫県に対し、特に高齢者及び障害のある人びとに対するコミュニケーション・サービスを改善および拡大するよう奨励することを勧告する」(54パラグラフ)、「委員会は、締約国に対し、日本におけるホームレスの規模および原因を評価するための調査をみずからおよび都道府県と共同で行うことを促す。締約国はまた、生活保護法のような現行法の全面適用を確保するための十分な措置をとり、ホームレスの人びとに対して十分な生活水準を確保すべきである」(56パラグラフ)との勧告が含まれていることにも示されている。

部落差別をはじめとする差別撤廃条例や人権尊重の社会づくり条例は、日本が締結した国際人権規約や人種差別撤廃条約を自治体として実施していくための根拠となるといえる意義があるといえよう。

## 五 おわりに

おわりに、今後の課題を以下に列挙する。

### 1 条例未制定自治体での制定

部落差別をはじめとする差別撤廃条例や人権尊重の社会づくり条例は、全国の自治体のなかで二割強の自治体で制定されているにすぎない。今後、これらの条例が制定されていない自治体での条例制定が求められている。また、少なくとも都道府県レベルで、差別を禁止し被害者の効果的な救済に役立つ条例制定が望まれる。

### 2 条例の改正

条例が制定されている自治体においても、宣言条例にとどまっただけで審議会の設置や基本方針・基本計画の策定、実態調査の実施、推進体制の整備等の条項をもっていない場合、この条例に実効性を持たせるためには、これらの条項を伴ったものへと改正することが望まれる。

### 3 条例制定自治体での条例の普及・宣伝と実施

条例が制定された自治体においても、①住民への普

及・宣伝、②自治体職員への系統的な研修、③審議会の委員委嘱、審議会の開催、答申の取りまとめ、④実態調査の定期的実施、⑤基本方針、基本計画、実施計画の策定に基づく施策の実施、⑥実施した施策の評価、⑦計画の見直し、⑧庁内体制の確立と事務局部局の明確化、⑨条例の活用を求めた住民運動の強化、⑩人権尊重のまちづくりへの活用、等が求められている。<sup>12)</sup>

### 4 条例を制定した自治体間でのネットワークの構築

条例を制定した自治体間の都道府県別、全国的ネットワークの構築が求められている。このネットワークの目的としては、①経験交流、②未制定自治体への条例制定支援、③国のレベルでの法制度の整備を求めた働きかけ、④国際連帯、等が考えられる。

### 5 自治体間での国際的なネットワークの構築

二〇〇一年の八月九月、南アフリカのダーバンにおいて、国連主催の反人種主義・差別撤廃世界会議が開催され、「ダーバン宣言・行動計画」が採択された。<sup>13)</sup> この「ダーバン宣言・行動計画」を具体化するため、ユネスコは反人種主義・差別撤廃都市連合の結成を呼びかけている。この呼びかけに応じてヨーロッパでは〇四年二月、

ドイツのニュルンベルク市において立ち上げのための会合が開催されているし、北米でも、〇五年からカナダ都市連合結成に向けた取り組みが行われている。アフリカの都市連合は、〇六年九月にケニアのナイロビで立ち上げられ、ラテンアメリカとカリブ地域連合も〇六年一月にウルグアイで正式に発足している。日本もその一員であるアジア・太平洋都市連合は、〇六年八月、タイのバンコクにおいて結成された。これらの各地域での連合の結成を踏まえ、〇八年には国際都市連合の結成が目指されている。日本からは、〇六年四月に政令都市の仲間入りをした堺市がアジア・太平洋都市連合の結成過程に参加し、正式加盟を検討しているが、部落差別をはじめとする差別撤廃条例や人権尊重の社会づくり条例を制定している自治体の積極的な参加が望まれる<sup>14)</sup>。

## 注

(1) 大阪府部落差別調査等規制等条例については、部落解放研究所編『部落差別調査等規制条例の制定と意義』(解放出版社、一九八五年)を参照。

(2) 部落差別をはじめあらゆる差別をなく条例等の制定を呼びかけた資料としては、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編、人権ブックレット39『足元からの

部落解放基本法実現へ 条例・宣言をつくらう』(解放出版社、一九九三年)を参照。また、阿南市や泉佐野市等における条例制定については、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編『部落解放基本法』制定にむけて 全国で「条例・宣言」を！(解放出版社、一九九四年)を参照。

(3) 阿南市の部落差別撤廃・人権擁護に関する条例は、二〇〇五年九月、阿南市人権尊重のまちづくり条例の制定に伴い廃止された。

(4) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の制定については、部落解放研究所編『人権条例とまちづくり 地方分権の視野から』(解放出版社、一九九七年)を参照。

(5) ④の事例はそれほど多くないが、群馬県尾島町は、太田市に合併されるまで、尾島町部落差別とあらゆる差別なくすことをめざす条例をもっていたが、合併に伴いこの条例は失効した。しかし、新たにできた太田市のまちづくり基本条例のなかに、「市民一人一人の人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います」との条文が盛り込まれた。

(6) 鳥取県人権侵害救済条例については、部落解放・人権研究所編集発行の月刊誌『ヒューマンライツ』二二二号(二

〇〇五年十一月)、二二三号(二〇〇六年九月) 参照。

(7) 今回のアンケートに関する回答のなかに、同和対策審議会設置条例や隣保館設置条例等が含まれていたが、これらは今回の調査の趣旨とは異なるので、集計には含めなかった。同様に、部落差別撤廃・人権条例に基づかない審議会や計画等についても回答が寄せられたが、同様の理由で集計には含めなかった。

(8) 堺市は、二〇〇六年一二月、堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例を制定したが、人権尊重とともに平和の尊重を条例の目的に明確に掲げている点が注目される。

(9) 地方分権一括法が施行されたことよって、法律上は国と自治体とは対等の関係になった。また、国がもっているたいくつかの権限は自治体に委譲された。しかし、肝心の税や財政面での分権が行われる必要がある。

(10) 男女共同参画条例の制定状況については、地方自治総合研究所のウェブサイトに掲載されている。なお、最近の保守化傾向の強まりのなかで、男女共同参画条例等に対するバックラッシュの動きがあることに警戒する必要がある。

(11) 日本の人権法制度の整備に関する包括的な提言としては、二〇〇六年一二月、人権の法制度を提言する市民会議から「日本における人権の法制度に関する提言」が公

表されている(同市民会議のウェブサイトに掲載)。

(12) 部落差別撤廃・人権条例の活用、とりわけ人権のまちづくりへの活用については、部落解放・人権研究所編『人権のまちづくり 参加・交流・パートナーシップ』(解放出版社、二〇〇〇年)、同上『地域に根ざす人権条例 人をつなげるまちづくり』(解放出版社、二〇〇三年)を参照。

(13) ダーバン宣言・行動計画については、ダーバン2001編『反人種主義・差別撤廃世界会議と日本』、月刊誌『部落解放』五〇二号(解放出版社、二〇〇二年五月)を参照。

(14) 反人種主義・差別撤廃都市連合については、月刊誌『ヒューマンライツ』二二三号(部落解放・人権研究所、二〇〇六年一〇月)を参照。

### 追記

本稿で一部紹介した各自自治体の部落差別撤廃・人権条例等の詳細については、部落解放・人権研究所のウェブサイト上で公開されている。